

内部評価

【評価結果】

事業を実施すべき

【評価理由】

当該事業は、平成33年度に既存処分場が満杯となるため、それ以降の処分場を確保するための事業である。

(当初新門司南地区に処分場を確保するようにすすめていたが、諸般の事情で事業着手の目途が立たないことから、「響灘東地区」に箇所を変更して事業を進めるもの)

- 事業の必要性・有効性については、
- ・ 一般廃棄物処分場は、家庭及び事業所から排出されるごみの焼却灰などを埋立処分するもの。
 - ・ 産業廃棄物処分場は、市内中小企業の産業活動を支えるもの。
 - ・ 浚渫土砂処分場は、市内の産業を支えるための航路・泊地の整備・維持に寄与するもの。

以上のことから、当該事業は必要不可欠なものである。また、本市は、一般廃棄物を適正に処理する責務や、市内の産業活動を支えるインフラを整備する役割を担っており、当該事業の実施は、これらを達成するために有効な事業と判断している。

- 事業の経済性・効率性・採算性については、
- ・ 響灘東地区処分場を整備しなかった場合、他の代替手段を用いて処分することとなるが、その場合、処分料金が増大し、さらに運搬費が加算される結果となること。
 - ・ 収益を伴う産業廃棄物処理については、処分料金等の収入が支出を上回る見込みであること。

などの効果が認められると判断している。

以上、必要性や有効性、経済性・効率性が認められることや、本事業の費用対効果(B/C)は、便益が費用を上回っていることから事業を実施すべきと考える。

【対応方針案】

事業箇所を変更して、計画通り実施する